

卷之三

通  
信  
No. 12  
188. 6. 13

東京教育大學

# 新規移動車両推進のための学術専門会議

本日オーナーは、本日の選舉が行なわれようとしている。我々はまずやへて、本日、昨日と續く辱罵函に對して断固たる阻止の手をとることか、これが、昨日の文部省より大國に「おこて正側的多数によつて譲認された」と報告しておきだし。本日の辱罵函が移動反対を達成かを問うものとして存するのではなく、その遂行自身が専らの一起の「対立と混亂」を招致し、専門体制を再編整備していくものとして、擬定議論の一環としてあること、從つて我々のこれに対する対応は、コウレイ的「既定的候補」を閣長にするための戻押しだすの一件事ではあるが、眞理感國行といふ異端的行動を阻止していくことがなければならぬ。どこのことが大變的に

諸君が決起されたことを訴え  
るに、昨日の文部省學生、國  
立理大學生等の恩恵等の便  
利性にその過程においては、  
實じて文教類似との恩恵等の  
中で明らかになつた種々な問  
題裏に対する我々の見解を述べ  
て見たい。まず昨日の學生、  
大學生はつきりして云ふことは、  
委員長、副委員長を中心とする  
執行部少數派の國語系諸君  
が「理論的誤謬」と言ふに及ぶ  
る執行部や唐く大槻的堅點的  
なかんずく斗争保守の立場を  
そう表していることから察取  
ある。選舉執行部は秩序主  
義者とろしくやりの既定の立  
場として容認し、その上にコ  
ロ主的「尊長表現」となり得  
る有利な方針を立てたが

る執行部少教派の民意系諸君が（理論的誤謬に言ふに及ばず）何や厭く大衆的堅壁おなかんずく斗争手段の考究をそなへて居て、その上にコト主的發展表現」となつ等筆者によれば「の内訌と云ふ」の觀念は、堅壁性は、確実に一定の進歩を示してきたといつ事実を前にして、定かにしたてて示されたところであるが、「反動的」にして民主せしに對する

単純に西受けやさるがちうかは別としても、それを  
判別する基準はどこにあるのか、一々どの教諭と連  
帯するのかを明らかにすることなく、「民主的教諭」  
との統一戦線と自己顕示化して威脅的に迫るする  
指導の無力性と非属性性は、やほとくじの即ちの攻撃  
の認識となつてゐる。

治の問題へと収約し、学長選をも含む統合斗争を改良斗争へとおどし込めていく諸者が存在している。とも限らぬのがしてはならない。「學生不在の節長選」だから、学長選を阻止するのではなく、學生が學長選に開闢的に介入していくようといまいと、専門の節長選の医師会が筑波へ向けての一連の動きだ。このことは文教規則の専長選に対する態度を「妥協と協力とヤミ取引き」と評価して「教員選への無能力」を批判し、彼らの口頭を「変革」としていこうと一方針が立つてゐる。しかし文教規則の対応は「妥協とヤミ取引き」ということからきたものではなく、正に「教員選」という本筋の審議的性格、とのワク内でのそれである。しかも文教規則の対応は「妥協とヤミ取引き」ということからきたものではなく、正に「教員選」という本筋の審議的性格、とのワク内での動く教員会の限界性に起因している。従つてこれがやはり当面の対決対象を「変革する」という一題の幻影をもつて文教規則に設定することは出来ない、いじめしろ勝手の文教規則との大蒙つ因爻」の過程で結果は、我々のヨイを抜々にして彼らとの接觸を絶続したは、教授会の我々学生に対する抑圧、燐カライシーウとしての意味しか持たないことを明白に示している。(二)文教規則は固くナニセニスであり、これを奪へする傾向こそ、前述の湖邊改革論議の本筋のバクロである。我々の基本的方針は、この絶対的長遠斗争と大學の神囚き久的改編に對する抵抗と反撲の斗争として位置づけぬとともに、対外的評議会は交渉を進展しつつ、六・一〇文教規則による連問時解説を用ひて、改良的なヨイを展開していくことを目指せばならない。